

松木晶裕局長	御起立願います。礼。御着席ください。
渡部泰明部会長	<p>皆様、おはようございます。本日は御多忙のところ、本部会に御出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまから、第728回農地部会を開会いたします。</p> <p>本日は、部会委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、本部会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、小野地区の永田委員、久谷地区の池田委員、よろしく願いをいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第12号、12件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>それではまず、議案第1号、「農地法第3条第1項目的の買受適格証明願専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
渡部純三主幹	<p>お手元の審査基準1号～7号を整理した調査票がございますので、1枚目をあわせてごらんください。</p> <p>1番、本申請地は、国税徴収法による滞納処分により、平成25年1月31日に、松山税務署が差押えした農地でございます。</p> <p>申請人は、農地約40アールを耕作する兼業農家でございます。</p> <p>このたび、自宅及び自作地に近い耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るために、適格者である旨の地元委員の副申書を添え、買受適格証明願が提出されたもので、入札期間が平成29年6月12日～8月18日でありましたので、内容を審査し、地元委員の了承をいただいた上で、専決処理させていただきました。</p> <p>なお、申請人が買受人になった場合には、改めて3条許可申請書が提出されますが、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認められた場合には、直ちに許可書を交付させていただきます。</p> <p>その場合には、直近の総会にて3条許可の専決処理報告をさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>

渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第1号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号、「農地法第4条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成29年5月26日～6月23日に専決処理した案件は8件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら8件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から五日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地4件、1,004平米、商工業用地2件、1,482平米、公的用地2件、200平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第2号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p>

<p>藤久壽基次長</p>	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第5条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成29年5月26日～6月23日に専決処理した案件は26件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら26件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から五日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地17件、1万2,606平米、商工業用地7件、3,410平米、公的用地2件、560平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第4号、「農地法第18条第6項解約通知報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>渡部純三主幹</p>	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>1番、本件は基盤強化促進法により、平成27年5月1日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成</p>

立したもので、解約後は、5条許可にて転用するとしております。離作補償はないとしております。

2番、本件は残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として管理するとしております。離作補償はないとしております。

3番、本件は残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償として、離作補償給付金を支払うとしております。

4番、本件は基盤強化促進法により、平成20年6月10日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

5番と6番は、賃貸人と賃借人が同一でございますので、あわせて報告させていただきます。

本件は残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として管理するとしております。離作補償はないとしております。

以上でございます。

渡部泰明部会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第4号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡部泰明部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第5号、「農地法第3条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

渡部純三主幹

では、お手元に審査基準1号～7号を整理した調査票がございますので、2枚目からあわせてごらんください。

1番、譲受人は農地約580アールを耕作する農業者でございます。このたび、自作地に近い本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

2番、譲受人は農地約66アールを耕作する農業者でございます。このたび、本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

3番、譲受人は農地約87アールを耕作する兼業農家でございます。このたび、自作地に近い本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

4番、譲受人は農地約187アールを耕作する農業者でございます。このたび、本申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

5番、譲受人は農地約38アールを耕作する農業者でございます。このたび、自作地に隣接する耕作便利な本申請地を取得しようとするものでございます。

6番、譲受人は新規農業者でございます。このたび、本申請地を借り受け、新たに農業経営を始めるものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

7番、譲受人は農地約42アールを耕作する農業者でございます。このたび、自作地に近く耕作便利な本申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

8番、譲受人は農地約30アールを耕作する農業者でございます。このたび、自宅に近い耕作便利な本申請地を取得しようとするものでございます。

9番、譲受人は農地約24アールを耕作する農業者でございます。このたび、自作地に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

10番、譲受人は農地約124アールを耕作する農業者でございます。このたび、父親から本申請地の贈与を受け、農業に精進するものでございます。

11番、先ほどの議案第4号の4番で解約されましたので、譲受人の

	<p>耕作面積を、1,776 平米から 5,292 平米に修正をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案説明させていただきます。譲受人は、農地約 52 アールを耕作する農業者でございます。このたび、自作地に隣接する耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>12 番、譲受人は農地約 211 アールを耕作する農業者でございます。このたび、自宅に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは次に、地元委員から補足説明をお願いします。6 番は久谷地区でありますので、池田委員からお願いします。</p>
池田友邦委員	<p>それでは失礼します。</p> <p>先ほど御説明が事務局の方からありましたように、譲受人は現在まで松前町に居住しておりますが、今まで伊予市の方で農地を借り受けて農業に従事しておりました。そこをこのたび返還したことから、新たに農業をするということで、借受地を探しておりましたが、今般、当久谷地区で借りるようになったものですから、この度の申請に及んだものであります。</p> <p>農業経験は 3 年であり、日は浅いのですが、引き続き地域の農業者と連携を図るとのことであり、農業に対する意欲も十分に見受けられることから、地元としては了承したわけでございますので、なお、本部会での御審議をよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、9 番は潮見地区でありますので、寺井委員をお願いします。</p>
寺井克之委員	<p>それでは説明をいたします。</p> <p>譲受人は、約 25 アールを耕作する農業者であります。農業経験も十分あり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元としては了承いた</p>

<p>渡部泰明部会長</p>	<p>しました。 御審議のほどをよろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ありがとうございました。 ただいま、議案第5号につきまして、事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第6号、「農地法第4条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>はい、それでは御説明いたします。 1番、本件申請人は、現在、千葉県市川市に居住しておりますが、昭和28年当時、自己の所有する宅地を併用し、隣接する本申請地へ、農地法の許可を得ず自己住宅を建築し、さらに、昭和45年に増築していたもので、今回、違反の解消を図りたいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。 以上でございます。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。 ただいま、議案第6号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

渡部泰明部会長

はい、ありがとうございます。

それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

なお、この案件につきましては県許可分でありますので、直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。

次に、議案第7号、「農地法第5条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

藤久壽基次長

はい、それでは御説明いたします。

1番、本件受人は、現在、大洲市で社宅住まいをしておりますが、このたび、本申請地を母親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、しばらくは単身赴任するとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

2番、3番は、併用案件ですので、一括して御説明いたします。

本件受人は、農畜産物の加工製造・販売を主な業務とする法人でございます。近年、ブロイラーの取扱量が増加しており、加工場の増設が必要となっておりますが、現施設では対応できないことから、本申請地約1万9,000平米を、2番で取得し、3番で賃借し、新たに、畜産物加工場を建築したいとしており、都市計画法の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は、例外許可事由の、主に周辺地域で生産される農畜産物を原料として処理・加工を行う農畜産物処理加工施設に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。

なお、優良農地であり、また、3,000平米を超える転用であり、今月18日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

また、本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

4番、本件受人は、現在、借家住まいをしていることから、このたび、本申請地を母親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄梅本駅からおおむね500メートル以内にあることから、第2種農地と判断されます。

5番、本件受人は、医薬品販売業を主な業務とする法人で、現在、市内井門町でドラッグストアを建築しておりますが、敷地内の駐車場スペースが狭くなったことから、新たに、近接する本申請地を賃借し、露天駐車場及び駐輪場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

6番、本件受人は、社会福祉事業を行う法人でございますが、このたび、本申請地を取得し、定員20名で知的障がいのある方のグループホームを開設したいとしており、都市計画法の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は、例外許可事由の土地収用法対象事業に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。

なお、優良農地の転用であり、今年18日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

7番、本件受人は、介護保険事業を主な業務とし、平成28年5月に設立した法人でございますが、このたび、本申請地を取得し、1日の利用者約24名を想定したデイサービス事業を行う介護施設を開設したいとしており、都市計画法の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

8番、本件受人は、現在、市内上野町に居住しておりますが、居宅敷地の駐車場スペースが不足していることから、このたび、本申請地を取得し、露天駐車場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

9番、本件受人は夫婦で、現在、借家住まいをしていることから、このたび、本申請地を母親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、市役所久谷支所からおおむね500メートル以内にあることから、第2種農地と判断されます

10番、本件受人は、水道工事を主な業務とする法人でございますが、このたび、松山市公営企業局の配水管布設替工事を受注し、資材置場が必要なことから、現場に近い本申請地を賃借し、仮設露天資材置場とし

て利用したいとしております。

なお、本件は、6カ月の転用期間終了後、直ちに農地として原状回復される一時転用でございます。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

また、本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

11番、本件受人は、保育園を運営する法人でございますが、入園者の増加に伴い、保護者の送迎用露天駐車場を確保するとともに、野外活動のための安全な多目的広場を設置したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、JR和気駅からおおむね300メートル以内にあることから、第3種農地と判断されます

本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

12番、本件受人は、不動産業・土木建築業を主な業務とする法人でございますが、受注業績の向上に伴い、資材置場が不足していることから、南部地区の拠点として平成29年6月19日付で農地法第5条許可を受けた資材置場とともに、北部地区の拠点とするため本申請地を取得し、土砂・砕石・運搬車両等の露天資材置場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上でございます。

渡部泰明部会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。

続きまして、地元委員から補足説明をお願いします。2番と3番は併用案件であります。所在地が小野地区ですので、永田委員をお願いします。

永田俊誠委員

それでは御説明いたします。

先ほど、事務局から説明がありましたが、申請人は現在、畜産加工業を営んでおります。しかし、年々取扱量が増加し、現施設では対応できない状況にあり、その解消のため、新工場を新設したく、本申請に及ん

	<p>だものであります。</p> <p>周辺農地への被害防除にも十分配慮するとのことですので、地元としては了承いたしました。なお、本部会での審議をよろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、10番は所在地が三津地区ですので、熊田委員からお願いします。</p>
熊田誠一委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、水道工事業を営む法人でございます。</p> <p>今般、同法人が、松山市公営企業局の発注工事を請け負うことになり、その工事に必要な資材の仮置場が必要となってきたため、本申請に至ったものでございます。</p> <p>来年1月末までの一時転用でもあり、近接農地への被害防止もきちんとされるとのことですので、地元といたしましては了承いたしました。なお、本部会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、11番は久枝地区でありますので、私から説明をさせていただきます。</p> <p>この11番につきましては、先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、松山市安城寺町で認定こども園を運営する法人であります。入園者の増加に伴い、送迎のための保護者の駐車スペースの確保、及び入園者の安全な野外活動のための多目的広場の設置が課題となったため、本申請に及んだものであります。</p> <p>周辺への被害の防除措置も適切に行うということから、地元といたしましては了承したわけでございます。なお、本部会での御審議をよろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、ただいま議案第7号につきまして、事務局並びに地元委員から</p>

説明がありました。本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡部泰明部会長

はい、ありがとうございます。

それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

なお、この案件につきましては、県許可分であります。このうち、2番、3番の併用案件の農畜産物加工場、及び、6番のグループホームにつきましては、農業会議の意見を聴いた後、その他は直ちに意見を付して、県知事に送付させていただきます。

次に、議案第8号、「平成29年度第4号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

片山剛主査

恐れ入りますが、議案の変更がございます。

農用地利用集積計画の作成主体である松山市から、議案書20ページ、番号10の、八反地甲1349番1の畑について、今回の案件から除外してほしい旨の通知が本日付でありました。つきましては、当該農地を議案中から削除いただきますようお願いいたします。

それでは御説明いたします。

本日の案件12件のうち、賃借権の設定は2件、使用貸借権の設定は9件、所有権の移転は1件で、設定総面積は3万6,193平米です。その内訳は、新規が26筆、更新が14筆、再設定が4筆、売買が1筆となっています。

案件中、譲受人が同一でページをまたぐ場合は、一括して説明させていただきます。速やかな議事進行のために御協力をお願いいたします。

番号1の譲受人は、約377アールを耕作する農地所有適格法人で、借り手変更を伴う賃借権の設定により、経営規模を拡大するとしています。

番号2の譲受人は、約416アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号3、4及び19ページ、番号8～11の譲受人は、農地中間管理機構で、議案書記載の農地に中間管理権を設定し、あわせて、農用地利用配分計画を作成して、農業の担い手へ農地の利用集積を図るとしていま

	<p>す。</p> <p>番号 5 の譲受人は、約 130 アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 6 の譲受人は、約 21 アールを耕作する農業者で、期間満了を迎えた利用権設定を更新して、経営規模を維持するとしています。</p> <p>番号 7 の譲受人は、約 258 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。</p> <p>番号 12 の譲受人は、約 225 アールを耕作する農業者で、普通畑を売買で取得することにより、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、平成 29 年 7 月 18 日の予定とされており、効力の発生は公告日の翌日からです。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第 8 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 9 号、「農用地利用配分計画案に対する意見決定」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山剛主査	<p>はい。恐れ入りますが、第 8 号議案の変更に伴い、第 9 号議案についても変更がございます。23 ページ 2 番の、八反地甲 1349 番 1 について、議案中から削除をお願いいたします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第</p>

	<p>18条に基づき、農地中間管理機構から業務を受託している松山市が作成し、農地中間管理機構が決定しますが、計画を決定する前に、同法第19条第3項の規定に基づき、松山市農業委員会の意見を聴取するものです。</p> <p>先ほどの第8号議案では、農地中間管理機構への利用権設定を御審議いただきました。第9号議案では、この利用権設定がされた農地を、農地中間管理機構が農業の担い手へ転貸することについて、意見を求められています。</p> <p>なお、意見を求められた農地は全部で24筆、総面積は2万1平米で、設定する権利は全て使用貸借権です。</p> <p>この案を松山市が中間管理機構へ提出し、中間管理機構が農用地利用配分計画を決定した後に、県がこれを認可し、公告することが予定されています。権利の開始は9月の予定です。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第9号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山剛主査	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p>

この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。

なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業の従事経験はないとのことですが、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元農業委員の副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。

なお、一部面積について適用除外となっております。

番号2の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業の従事経験はないとのことですが、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元農業委員の副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。

なお、一部面積について適用除外となっております。

番号3の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元農業委員の副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

渡部泰明部会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第10号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡部泰明部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第11号、「相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

<p>片山剛主査</p>	<p>それでは説明させていただきます。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後、20年間適正な耕作を継続して行いますと、相続税は免除されます。</p> <p>今般、税務署より現地の確認依頼がありましたので、農地の利用状況の確認を行ったものでございます。</p> <p>番号8、10、11の農地につきましては、適用後、分筆または合筆している農地が一部ありますが、現地は適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>その他、議案書記載の農地につきましては、適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>以上の農地は、地区の委員に確認してもらっています。</p> <p>なお、最終的に納税猶予の免除を認めるかどうかにつきましては、税務署が判断することとなります。</p> <p>以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第11号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第12号「農地法第3条の3届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>渡部純三主幹</p>	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成29年5月26日～6月23日に専決処理した案件は17件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら17件につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p>

	<p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。 ただいま、議案第 12 号につきまして、事務局から説明がありました。 本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 以上で、本日の提出議案、12 件の議案審議は全て終了いたしました。 ここで、委員何か、御意見等ございましたらお受けをいたします。</p>
松下長生委員	<p>いいですか。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、松下委員。</p>
松下長生委員	<p>すみません。第 7 号議案でちょっと……。</p>
渡部泰明部会長	<p>第 7 号ですか。</p>
松下長生委員	<p>はい、それはあの、農家用住宅の関係なんですけど、農家の方でない方に移っておる場合が多々に見られてますんで、いつかの時点で、もう一回見直すところがあるんじゃないかな、ということがありますので。結構、堀江ありますので、ほかの所はどうかなというところを含めて、これは要望ですが、次ので構いませんので。最後の委員会だったので、改めて言いました。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>

渡部泰明部会長	<p>はい、わかりました。 ほかに。白石委員。</p>
白石研策委員	<p>あのね、私が一番心配しておるのは、今朝、局長にも申し上げましたが、今日の議案の中で、今日も松山市農協の組合長もいらっしゃってですね、一番心配なのが通作距離のことなんです。農地のね。</p> <p>百姓が一番やるのを通作距離がどうかということで、農地を取得できたりできなかったりするのですが、今、請負耕作をやめてしまっておるんですよ。市農協でね。</p> <p>そういう関係で、所有権は、相続あたりであります。ところが今日もこの出てきた中に、5件、大阪・千葉が2件。その他、奈良とか三重とか高知とか。所有権者が全部、今、農地で所有権を持っておる。</p> <p>その後、今渡すと。その農地がどうなっておったのか、ということが起きてくる。</p> <p>そういうときに、買うときには通作距離を言う。所有権は今どうかということ問われる。これが一番大変なんです。</p> <p>今、農地、どのくらい所有権があるか、部会長わかりますか。面積で。この間、日本農業新聞に出ておりましたが、愛媛県、抜きでやられました、農地の所有権。</p>
渡部泰明部会長	<p>事務局、調べたものがありますか。</p>
白石研策委員	<p>日本農業新聞にずっと出よるでしょ。農業新聞、皆さんにとってくれとってくれ言うて、言うだけじゃいかんですよ。</p> <p>所有権でね、所有者が誰かというのがね、その場合、一番ひどいのが四国で、高知県あたりは、農地の所有権がないのが36.4。所有権わからんです。36.4なかったら、農地ですよ。</p> <p>先月の7日に出て、16日に出されたんです。徳島・香川・愛媛・高知。愛媛は30%、農地の所有権がないんです。それで高知は36.4%、農地の所有権がないんです。36.4なんていいますとね、3人分おって、二人が税金払わんといかんです、その税金。</p> <p>私は松山市の中で議会選出で出ておりますから、議員ですから。大濱参与あたりにね、財政部長に、郵便局に交渉せいと。郵便局でこれ、お</p>

	<p>らんおらんおらんおらんとてとって帰られたら、おらんとてやられたら、5年たったら税金は時効だ。積んどくわけにいかんから、二人が税金払わんと郵費用が全部使いよのに。二人が百姓だってね。税金で郵費用は払わんといかんになってしまう。</p> <p>こういうことで、大変なことになつとる。ちゃんとそれ渡しとりますよ。10日くらい前に大濱参与なんかとうに來とんですよ。</p>
渡部泰明部会長	<p>今、白石委員がちょっとあの……。</p>
白石研策委員	<p>それからこういうね、所有権が、大阪・千葉・奈良とかね、三重とか高知とか、これ農地でしょ。これはまだいいですよ。減反政策とってから大変なんですから。この方の農地はこれ転用や移動で3条や5条や4条や出ますけど、その農地が、地域でどう持っているか、どう管理されておるかというのが大変なんで、所有権、買うときになったら通作距離で、本当に行けるんか、と。</p> <p>私、つい最近も失敗したんです。というのは、砥部町で、5反ないといかん言うから、娘とこの、北条市のあの川より向こうの、娘とこの3反ほど買ったら5反なるんじゃないかて。</p>
渡部泰明部会長	<p>今、白石委員が言われておるのはね、所有権は云々言っているけれども、最近の新聞で一番問題になっておるのが、要は、相続が適正に行われてないというのが一つありますよね。</p>
白石研策委員	<p>いや、ほやけんど相続権でね……。</p>
渡部泰明部会長	<p>それともう一つ、この農業委員会に提出されてきておるのは、これは相続されてないとか何とか、わけがわからんのではない、要は、通作であってもですね、所有権の所在ははっきりしておる分で、その心配はない分だと、我々は考えております。</p>

白石研策委員	そこで、ほたら買うときにも県外の人を買えるわけ、農地を。逆に言うたら。農地を買えるかという問題が出る。相続できるかという問題が出る。
藤久壽基次長	部会長よろしいですか。
渡部泰明部会長	はい。
藤久壽基次長	相続は、法律上誰でもできます。
白石研策委員	作り手がおらんでもできるん。
藤久壽基次長	農地法の制限は何もないですから、相続はできます。 通作距離は……。
白石研策委員	通作なんかできんのに。
藤久壽基次長	聞いてください。聞いていただけないならもうやめます。
渡部泰明部会長	今、事務局が説明しておりますから聞いてください。
藤久壽基次長	3条許可をとるときには当然、その取得する農地を含めて全ての農地を、その人が適正に耕作できるかどうかを許可基準でございます。 ですから、市外、極端に言ったら県外であっても、通作可能であり、耕作できる状況であれば、許可できない、ということにはなりません。可能であればできます。 現実には、今は農業委員会の許可権限と3条許可はなっておりますけれ

<p>渡部泰明部会長</p>	<p>ども、それまでは、権限移譲されるまでは県許可であったわけで、県は、市がまたがって、行政区域がまたがっていようと、極端な話、その県が違っていても近くに隣接することになれば、現実に近い、そういう通作距離が可能なものであれば、現実に許可になっておりました。</p> <p>ですから、一概に言えるものではなく、あくまでも、それぞれ出てくる許可申請に基づきまして、農地法で定める許可基準で判断するものでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、よろしいでしょうか。ほかにございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明部会長</p>	<p>ないようでしたら、事務局から事務連絡がございます。事務局、よろしく願いいたします。</p>
<p>片山剛主査</p>	<p>はい、3点ほど連絡事項、お願いしたいことがございます。</p> <p>まず、1点目は、先月の部会で提出のお願いをいたしました「松山市に対する農地等利用最適化推進の改善意見」に関するアンケート用紙についてですが、まだ御提出いただいていない方は、お忙しいところ、お手数をおかけしますが、御記入いただきまして、事務局まで御提出をお願いいたします。</p> <p>次に2点目は、今月19日で任期満了に伴い退任される委員の皆様におかれましては、農業委員のバッジを返却していただくこととなっております。</p> <p>大変お手数をおかけしますが、返信用封筒を入れた文書をお送りいたしますので、委員バッジを入れて事務局へ御返却いただきますようお願いいたします。</p> <p>3点目は、全国農業新聞の購読継続についてのお願いです。今月19日で任期満了に伴い退任される委員の皆様につきましても、退任後の1期分である3年間は、御購読を続けていただきますようお願い申し上げます。</p>

	<p>なお、退任後の購読料につきましては、個人の口座から振替させていただくこととなりますので、今月の19日までに購読の継続についての有無を事務局まで御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
渡部泰明部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>はい、局長。はい、どうぞ。</p>
松木晶裕局長	<p>それでは私の方からは、先般7月5日に松山市の議会の方で、新しい農業委員が承認をされましたので、その名簿をお配りさせていただきます。</p> <p>御案内のとおり、農業委員には合計24名の定員に対しまして、34名の応募がございました。そして7月5日の議会におきまして、市長が任命をいたしましたそちらの24名について、議会の同意を得ることができました。</p> <p>24名中、現職の方につきましては14名いらっしゃいます。また、こちらの表には書いておりませんが、認定農業者、及び認定農業者であった者ということで、継続を忘れていた方が何人かおりましたので、その方については継続申請を行えば、直ちに再度認定農業者になれるという方も含めまして、全部で14名いらっしゃいますので、過半の13名を超えております。</p> <p>それと、この名簿の中でですね、利害関係を有しない者としてですね、元公務員ということで、渡部泰明さん、現農地部会長が入っております。</p> <p>以上でございます。そしてまた、この後、農地利用最適化推進委員なんですけれども、7月20日にですね、新しい体制での第1回目の総会を予定しております。その総会でですね、推進委員につきましては新体制で決定するということになっております。また推進委員につきまして決定次第、皆様の方に御報告できるかな、というふうに思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明部会長	<p>事務局、ほかにはないですか、終わりですか。はい。</p> <p>それである、今日、現任期での農地部会が今日で最終回となります。最後に戒能会長から委員の皆様へ御挨拶申し上げます。</p>

戒能明久会長

はい、どなた様もこんにちは。戒能でございます。

私、農業委員会の会長として任命されたのはもう、この間でございます。14 カ月なんです。その間、皆様方にはいろいろと御不便をおかけし、また、御迷惑をおかけしたと思っておりますが、どうかお許しをいただきたいと思っております。

それと同時に、現農業委員会は、農業委員は、公選制でございましたので、3年間の任期でございます。御承知のとおり、7月19日で任期が切れるということでございます。7月20日からは、今申しましたように、新しい市長任命のことで、新しい農業委員会が決定しておりますが、そういうことでございますので、長い間でございましたが御迷惑をおかけしたことをお詫びいたしまして、簡単ではございますが、退任の御挨拶に代えさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。(拍手)

渡部泰明部会長

すみません、ちょっと私からも一言だけお礼を申し上げたいと思っております。

私も3年間、この拙い農地部会長でしたけれども、委員の皆様方のお力添えで何とかやってこれました。皆様方に厚くお礼を申し上げます。今後ともまた、何かとよろしく願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

それでは、これをもちまして728回農地部会を閉会といたします。ありがとうございました。

松木晶裕局長

御起立願います。礼。

午前 11 時 24 分閉会